

# E i w a N e w s

新株予約権による給与、株式評価方法の改正

平成 29 年 10 月  
( No. 147 )

平成 29 年度税制改正項目のうち、今回は、新株予約権による給与、取引相場のない株式評価についてご紹介いたします。

## [ 1 ] 新株予約権による給与

### (1) 概要

従来、役員に対して交付する新株予約権は、不相当に高額な部分を除き、損金算入することが認められていました。しかし、金銭や株式による給与との整合性を図る観点から、新株予約権による給与についても、業績連動給与や事前確定届出給与に該当しない限り、損金算入することができないとの改正が行われました。

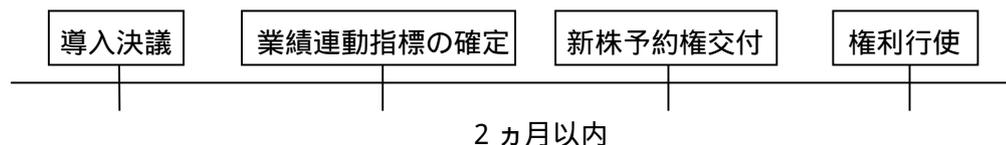
この改正は、本年 10 月 1 日以後に支給決議をするものから適用されます。

### (2) 具体的内容

業績連動給与に該当する新株予約権による給与は、以下の 2 類型とされています。

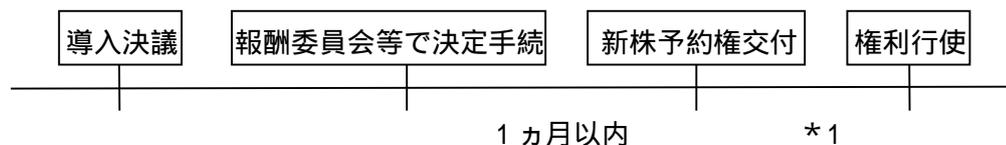
業績連動指標に基づく新株予約権による給与

業績連動指標に応じて、交付される新株予約権数、すなわち付与数が変動するものです。損金算入要件として、有価証券報告書による開示、業績連動指標の確定日の翌日から 2 ヶ月以内に新株予約権を交付すること等が必要とされています。



特定新株予約権による給与

一旦は業績連動指標に関係なく新株予約権が交付されるものの、その後の期間に係る業績連動指標に応じて権利行使できる数が増減するものです。損金算入要件として、報酬委員会等での手続終了日の翌日から 1 ヶ月以内に新株予約権を交付すること等が必要とされています。



なお、上記 \*1 の期間においては権利行使数が未確定であるため、特定新株予約権 (新株予約権を交付された役員が第三者に譲渡することを制限する一定の新株予約権) に該当することが必要とされています。

## [ 2 ] 株式評価方法

非上場会社の株価が市況の影響により著しく変動することを回避する等の観点から、取引相場のない株式の評価方法のうち、原則的評価方式が改正されました。

原則的評価方式では、評価会社の会社規模により、類似業種比準方式もしくは純資産価額方式、またはこれらを併用して株式を評価します。

本改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続等により取得した株式につき適用されます。

### (1) 会社規模の判定

従業員数が 70 人(改正前は 100 人)以上の会社はすべて大会社となり、70 人未満の会社は取引高や総資産に応じて中会社もしくは小会社に分類されます。原則として、大会社では類似業種比準方式、小会社では純資産価額方式、中会社ではこれらを併用することで株価を計算します。

本改正により、従来中会社だった会社が大会社に該当することも考えられ、その場合には類似業種比準方式により評価されます。

### (2) 類似業種比準方式

評価会社と事業内容が類似する上場会社の株価を基礎とし、評価会社の株式を評価する方法です。

具体的には、上場会社の株価と

- ・ 1 株当たり配当金額
- ・ 1 株当たり利益金額
- ・ 1 株当たり純資産価額

の 3 つの比準要素を用いて、評価会社の株式を評価します。

以下の点において改正がなされました。

配当、利益、純資産の加重平均の割合が従来の 1:3:1 から 1:1:1 に変更され、利益の比重が相対的に下がることとなります。過去の利益により純資産額が多額の場合には株価が高くなると考えられます。

類似業種の比準要素の数値が単体決算ベースから連結決算ベースへと変更されました。

上場会社においては連結決算による財務情報の開示が求められているため、より適切な価額を算出するよう連結決算を反映させることとしました。

類似業種の株価において、現行（課税時期の属する月の株価等）に加えて課税時期の属する月以前 2 年間の平均株価を新たに考慮することとなりました。上場会社の株価のイレギュラーな変動による影響が抑えられ、非上場会社の株価に対する影響を緩和することができます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。